

# 札幌市環境影響評価条例について

H22.6.18 札幌市環境影響評価審議会資料  
環境管理担当課

# 札幌市環境影響評価条例について

## 1 総則

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について  
事前配慮、環境影響評価、事後調査の  
手続などを定めた条例

**アセス条例 = 手続法 ≠ 規制法**

# 札幌市環境影響評価条例について

## 2 対象事業

事業種 × 事業規模 → 第一種事業  
→ 第二種事業

対象事業

= 第一種事業 + 個別判定された第二種事業

例

事業種	第一種事業	第二種事業
道路	4車線、5km以上	2車線、3km以上
建築物	延べ床10万㎡、高100m以上	延べ床4万㎡、高40m以上
土地区画整理事業	面積 50 ha以上	面積 20 ha以上

# 札幌市環境影響評価条例について

## 3 指針

環境配慮指針

事業の計画策定、環境影響評価手続の実施に当たり、  
環境に配慮すべき事項の指針

技術指針

環境影響評価の項目、項目ごとの調査・予測・評価  
の手法等の指針

指針の策定・変更の際は、環境影響評価審議会の  
意見を聴かなければならない。

# 札幌市環境影響評価条例について

## 4 事前配慮 第6条

事業者等は、環境配慮指針に基づき、事前配慮を  
行わなければならない。

札幌市環境影響評価条例・概略フロー

事前配慮(配慮指針)

# 札幌市環境影響評価条例について

## 5 手続 第二種判定 第7条

特定地域で第二種事業を実施しようとする者は、市長に届け出

市長は、判定基準に従い60日以内に環境影響評価手続が必要か否か、判定

事業者は、判定を受けることなく環境影響評価手続を実施することが可能

特定地域



### 札幌市環境影響評価条例・概略フロー



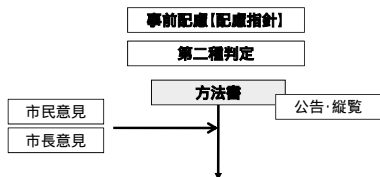
# 札幌市環境影響評価条例について

## 5 手続 方法書 第8～14条

方法書の公告・縦覧(事業者)  
環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法等  
市民意見(市長へ)  
市民意見に対する事業者見解の告示・縦覧(市長)  
市長意見(事業者へ)

意見は、環境の保全の見地

### 札幌市環境影響評価条例・概略フロー



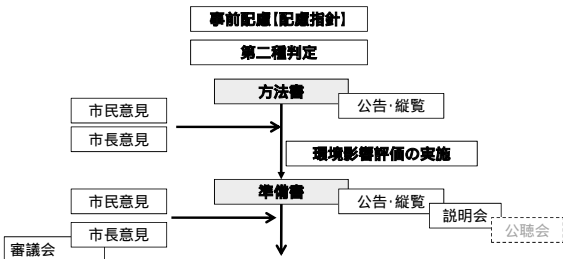
# 札幌市環境影響評価条例について

## 5 手続 準備書 第17～25条

準備書の公告・縦覧(事業者)  
環境影響評価の結果、保全措置、(事後調査の計画)  
説明会開催(事業者)  
市民意見(市長へ)  
市民意見に対する事業者見解の告示・縦覧(市長)  
市長意見(事業者へ) 〆 公聴会(市長)  
〆 環境影響評価審議会の議

意見は、環境の保全の見地

札幌市環境影響評価条例・概略フロー



札幌市環境影響評価条例について

5 手続 評価書 第26～28条

準備書の修正(事業者)

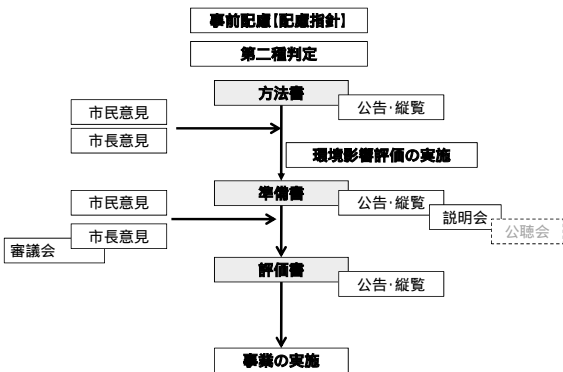
評価書の公告・縦覧(事業者)

環境影響評価終了



事業実施

札幌市環境影響評価条例・概略フロー



札幌市環境影響評価条例について

5 手続 事後調査報告 第39～41条

評価書記載の事後調査計画に基づく調査(事業者)

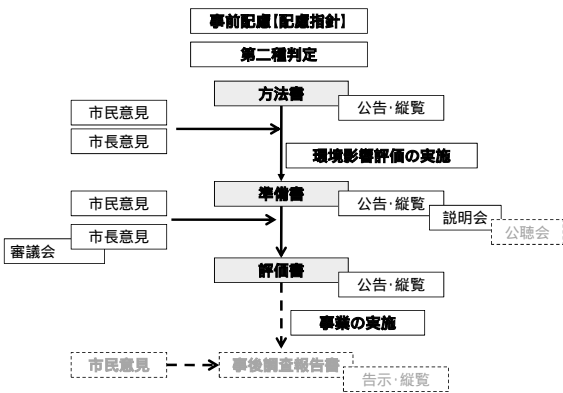
環境保全措置が、将来判明すべき環境の状況に応じて講じる場合 = 予測の不確実に応じた補充調査

事後調査報告書の告示・縦覧(市長)

市民意見(市長へ)

意見は、環境の保全の見地

札幌市環境影響評価条例・概略フロー



札幌市環境影響評価条例について

6 都市計画特例 第43条

都市計画法の市街地開発事業・都市施設

事業者に代わり、都市計画決定権者が手続を行う。

## 札幌市環境影響評価条例について

### 7 法対象事業の手続 第44条

法対象事業は、都道府県知事が方法書・準備書に対して意見を述べる。(法規定)

都道府県知事は意見を述べる際、関係市町村の意見を求める。(法規定)

知事から準備書の意見を求められたとき  
「審議会の議」と「公聴会開催」の規定を準用する。

## 札幌市環境影響評価条例について

### 8 環境影響評価審議会 第45～47条

審議会の所管事項

) 条例によりその権限とされている事項  
準備書の市長意見形成時の議  
指針策定・変更時に意見を聴く

) 市長の諮問に応じて環境影響評価に関する  
重要事項を調査審議  
→方法書審査、条例改正のあり方など

## 環境影響評価法の改正要旨

第174回国会(H22.6.16閉会) 改正法案より

H22.6.18 札幌市環境影響評価審議会資料  
環境管理担当課

## 環境影響評価法の改正要旨

第174回国会(H22.6.16閉会) 改正法案より

戦略的アセスメントの導入  
計画段階での配慮事項の検討  
方法書説明会の追加・電子縦覧化

事後調査報告書の手続追加

政令指定都市市長に直接意見権限付与  
知事から、政令市長へ(方法書・準備書)

対象事業の追加(政令規程)  
風力発電施設の追加